

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

MARCH 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年3月の証券法、会社法、競争法、外国為替法に関連する主要なアップデートについて取り上げています。主な内容は、以下の通りです。

1. 証券法 (Securities law)

1.1 Circular on change in control of sponsor and/ or manager of an Alternative Investment Fund involving a scheme of arrangement under Companies Act, 2013

1.2 Amendment to AIF Regulations with respect to investment limits for Category III AIFs

1.3 SEBI Board Meeting dated 29 March 2022

1.4 Consultation paper on streamlining the timelines for open offers and buyback tender offers.

2. 会社法 (Companies law)

2.1 Bombay High court order in the matter of Invesco Developing Markets Fund v. Zee Entertainment Enterprises Limited.

3. 競争法 (Competition law)

3.1 Extension of timelines for de minimis and merger notification exemptions by the Ministry of Corporate Affairs.

4. 外国為替法 (Foreign Exchange law)

4.1 Press Note No. 1 dated 14 March 2022 regarding Foreign Direct Investment in Life Insurance Corporation of India.

1. 証券法 (SECURITIES LAW)

2022年3月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

1.1. Circular on change in control of sponsor and / or manager of an Alternative Investment Fund involving scheme of arrangement under Companies Act, 2013

1.1.1. インド証券取引委員会（以下「SEBI」）は、2022年3月23日付の通達により、2013年会社法に基づき全国会社法審判所（以下「NCLT」）の認可を必要とするオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」）のスポンサー又はマネージャーの支配権の変更についての承認を得るための手続きを修正しました。

- 1.1.2. 通達によると、SEBI (Alternative Investment Funds) Regulations, 2012 (以下「AIF 規則」) の規則 20(13) を遵守する目的で、NCLT にアレンジメントスキームの承認を求める前に、SEBI からインプリンシパルの承認を得なければなりません。この基本承認の有効期間は 3 ヶ月であり、その間に NCLT に認可を申請する必要があります。NCLT から認可を受けたら、他のすべての関連書類とともに SEBI に提出し、支配権移転の最終承認を得るものとします。
- 1.1.3. 本通達による改訂手続きは、2022 年 4 月 1 日以降に行われるすべての支配権の移転申請に対して適用されます。今回の改正は、支配権変更承認のプロセス合理化のために導入されたものです。
- 1.1.4. Please click [here](#) to read the circular.
- 1.2. **Amendment to AIF Regulations with respect to investment limits for Category III AIFs**
 - 1.2.1. SEBI は、2022 年 3 月 16 日付の通達により、投資先企業の上場株式に投資することを意図するカテゴリー III AIF が、スキームの投資可能資金または純資産価値のいずれかに関して 10% の投資上限を計算できる程度に AIF 規則第 15 (1) (d) を修正しました。スキームの投資可能資金とは、スキームの保有期間中の資金の管理および運用のための総支出を差し引いたスキームの資金を意味し、スキームの純資産価値とは、スキームのすべての証券の価値を現在の市場価値による利益または損失で調整した合計を意味するものとします。
 - 1.2.2. 当該通達に先立ち、2021 年 11 月に規制が改正され、上場株式への投資限度額 10% はスキームの純資産価値のみを基に計算できることが規定されましたが、それ以前は、あらゆる証券への投資限度額の計算は、スキームの投資可能資金のみを基に決定されることとされていました。
 - 1.2.3. 今回の改正は、投資可能資金を基に投資限度額を計算することは、投資家のリターンを最大化するファンドの可能性を制限しているという業界からの指摘を受けて導入されたものです。
 - 1.2.4. 投資限度額の決定方法の改訂は、SEBI が随時指定する一定の条件にも従う必要があります。SEBI は、2022 年 3 月 28 日付の通達にて、投資家及びファンドの私募メモランダムで行うべき開示に関する一定の条件を定めています。また、投資限度額の決定方法は、スキームの在任期間中に変更することはできません。
 - 1.2.5. なお、カテゴリー III AIF の認定投資家向け大口ファンドの投資限度額については、10% ではなくスキームの純資産額または投資可能資金の 20% とすることとされています。
 - 1.2.6. Please click [here](#) and [here](#) to read the notification and circular respectively.
- 1.3. **SEBI board meeting dated 29 March 2022**

- 1.3.1. SEBI は、2022 年 3 月 29 日付の理事会において、SEBI (Listing Obligations and Disclosure Requirements), 2015 (以下「**LODR 規則**」) 及び SEBI (Collective Investment Schemes) Regulations, 1999 (以下「**CIS 規則**」) の一部改正を承認しました。
- 1.3.2. 理事会において、SEBI は、LODR 規則に基づく証券の伝達プロセスを簡素化するための特定の提案を承認しました。SEBI は、簡略化された書類を請求に提供することができる既存の限度額の引き上げを承認し、各受益者口座の上場発行者ごとの現物保有証券については 20 万ルピーから 50 万ルピーに、非物質化証券については 50 万ルピーから 150 万ルピーに変更しました。また、LODR 規則の改正により、法定相続人証明書またはそれに相当する政府証明書は、有価証券の送付のための書類として認められることになりました。
- 1.3.3. SEBI は、集団投資管理会社 (以下「**CIMC**」) として登録されるための純資産基準および関連分野における実績の要件を強化する旨の CIS 規則の改正を承認しました。また、CIMC とそのグループ、関連会社、株主は、利益相反を避けるため、他の CIMC の株式保有または他の CIMC の取締役会の 10% までの代表権を保有することができます。さらに、SEBI は、CIMC に対する実地投資の義務付けや、スキームの募集期間、ユニットの割り当て、投資家への払い戻しのタイムラインの短縮に関する修正等、CIS 規制のその他の修正についても承認しています。
- 1.3.4. Please click [here](#) to read SEBI's press release on the board meeting.
- 1.4. **Consultation paper on streamlining the timelines for open offers and buyback tender offers**
 - 1.4.1. SEBI は、2022 年 3 月 25 日付のコンサルテーションペーパーにて、SEBI (Substantial Acquisition of Shares & Takeovers) Regulations, 2011 (以下「**買取規制**」) および SEBI (Buyback of Shares) Regulations, 2016 (以下「**買戻規制**」) のそれぞれにおいて、公開買付および買戻公開買付のタイムラインの合理化を提案しています。現在、Takeover Regulations が公開買付の期間を 62 営業日と定めているのに対し、Buyback Regulations は 43 営業日としています。SEBI は、コンサルテーションペーパーにて、プロセスをより効率的かつ投資家に優しいものにするを目的に、当該期間をそれぞれ 42 営業日と 36 営業日に短縮する、としています。提案は、プロセスタイムラインを合理化することに限定されており、それ自体が株主の権利に影響を与えたり、害を与えたりするものではありません。
 - 1.4.2. 買取規制に関しては、詳細な公告の作成、SEBI へのオファーレターのドラフト、株主への提出のタイムラインを短縮する改訂が提案されています。また、入札期間や株主への支払いにかかる期間も短縮されることも提案されています。
 - 1.4.3. 買戻規制に関しては、応募期間と株主への支払いのタイムラインの変更が提案されています。

1.4.4. これらは、当初スケジュールの開始以来、デジタルと技術の進歩を考慮し、プロセスをより効率的にし、完了できるようにすることを目的に短縮することが提案されており、2022年4月15日までの間、関係者からの意見を募集しています。

1.4.5. Please click [here](#) to read the consultation paper.

2. 会社法 (COMPANIES LAW)

2022年3月の会社法関連の主なアップデートは、次の通りです。

2.1. **Bombay High Court's order in the matter of Invesco Developing Markets Fund v. Zee Entertainment Enterprises Limited**

2.1.1. ボンベイ高等裁判所のディビジョンベンチは、2022年3月22日付けで、ZEE Entertainment Enterprises (以下「**ZEE**」) の臨時株主総会招集の件について、ZEE に有利な判決を下した2021年10月のシングルベンチの判決を破棄しました。裁判所は、Invesco Developing Markets Fund および OFI Global China Fund (以下合わせて「**Invesco**」) が提案した ZEE の最高経営責任者および常務取締役 Punit Goenka 氏の解任および取締役会の独立取締役の任命に関する特定の決議を可決するための EGM 招集請求の有効性について審議し、ZEE に有利な差止命令を出し、Invesco がこの請求に従った行動を取ることを禁止しています。ZEE は、一審判決において、請求は違法であり、2013 年会社法に準拠していないため、株主総会は招集されるべきではない、と主張していました。

2.1.2. 差止命令を認めたシングルベンチの判決に対し、Invesco は裁判所に異議を申し立てました。裁判所は Invesco の訴えを支持する一方で、会社取締役会の権限は、法第 100 条に基づく請求の検討中に数値的・手続き的適合性が満たされているかどうかを判断することに限定され、会議で討議される予定の決議が法律上有効かどうかを判断する権利を有さない、と判示しました。

2.1.3. また、裁判所は、企業民主主義と株主権利の原則に重点を置き、もし会社の取締役会が取締役会の請求に対する差止命令を与えるために民事裁判所に訴えることが許された場合、100 条に基づく株主の権利は失われるか、少なくとも何度も司法審理が行われるまで遅延することになる、としました。このような事態はインドの企業民主主義の根幹を揺るがすものであるとして、シングルベンチの判決を破棄しました。

2.1.4. Please click [here](#) to read the judgment of the division bench of the Bombay High Court.

3. 競争法 (COMPETITION LAW)

2022年3月の競争法関連の主なアップデートは、次の通りです。

3.1. **Extension of timelines for de minimis and merger notification exemptions by the Ministry of Corporate Affairs**

- 3.1.1. インド企業省（以下「MCA」）は、2022年3月16日付の通達にて、2002年競争法第5項に基づく合併の最低限度額免除の期間を5年間延長し、2027年3月16日までとしました。2017年3月27日付のMCAによる通知で規定されたデミニマス免除は、インドにおいて、取得・支配・合併される資産の価値が35億ルピー以下、または売上が10億ルピー以下の場合、2002年競争法に基づくマージコントロール規範に準拠しなくてよいとしているものであり、同法の第5条の組み合わせは免除されています。
- 3.1.2. MCAは、2022年3月16日付の別の通達にて、合併通知の要件に関連する免除期間を10年間、すなわち2027年3月16日まで延長しています。当該免除措置により、2002年競争法第5条に基づく合併の当事者であるすべての個人および企業は、第6条第2項に基づく合併の「トリガーイベント」から30日以内のインド競争委員会（以下「CCI」）への合併通知の提出が免除されます。
- 3.1.3. 当該通達は、インドにおけるビジネスのしやすさに向けたインド政府の取り組みの一環として行われたものです。
- 3.1.4. Please click [here](#) and [here](#) to read the notifications respectively.

4. 外国為替法 (Foreign Exchange Law)

2022年3月の外国為替法関連の主なアップデートは、次の通りです。

4.1. Press Note 1 (2022 Series) dated 14 March 2022

- 4.1.1. 産業内貿易促進局（Department for Promotion of Industry and Internal Trade、以下「DPIIT」）は、2020年統合外国直接投資政策の一部条項を改正するため、2022年3月14日付でプレスノート No.1（以下「プレスノート」）を発行しました。
- 4.1.2. プレスノートで導入された重要な変更点の一つは、1956年生命保険会社法（Life Insurance Corporation Act）に基づいて設立された法定法人である Life Insurance Corporation（以下「LIC」）への外国投資家の投資が認められるようになったことです。外国人投資家は、インド政府の承認なしに、LICの払込資本の20%までの投資が可能となりました。
- 4.1.3. 国営企業であるLICに外資の導入を許可する目的は、LICの新規株式公開（以下「IPO」）が間もなく始まり、インド政府がその所有権の希釈化を狙っていると考えられています。現在、政策により、インドの保険会社への外国直接投資（以下「FDI」）は株式資本の74%まで認められているため、プレスノートが必要とされました。しかし、インド最大の生命保険会社であるLICにはFDIが認められていません。上記とは別に、プレスノートでは、LICへのFDIの条件として、以下（主要なもの）を定めています。

- a. LIC への外資は、LIC 法および 1938 年保険法の適用規定の遵守を条件とする
- b. インドの保険会社に対する外資割合が増加する場合、それぞれの外国為替管理（FEMA）規則の下でインド準備銀行が指定する価格設定ガイドラインに従うものとする

4.1.4. Please click [here](#) to read the Press Note.

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in